

認 定 第 2 号

決 算 の 認 定 に つ い て

平成24年度決算を監査委員の意見を付けて、次のとおり認定に付する。

平成25年9月3日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

- 1 平成24年度新居浜市一般会計歳入歳出決算
- 2 平成24年度新居浜市貯木場事業特別会計歳入歳出決算
- 3 平成24年度新居浜市渡海船事業特別会計歳入歳出決算
- 4 平成24年度新居浜市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 5 平成24年度新居浜市平尾墓園事業特別会計歳入歳出決算
- 6 平成24年度新居浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 7 平成24年度新居浜市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 8 平成24年度新居浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 9 平成24年度新居浜市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 10 平成24年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

(以上の決算書及び審査意見書 別冊)

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（決算）

第233条（省略）

2（省略）

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4（省略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6（省略）